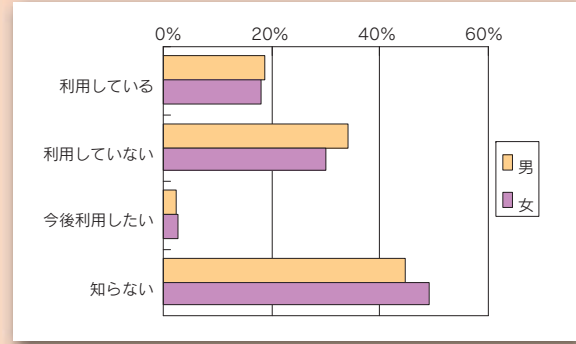


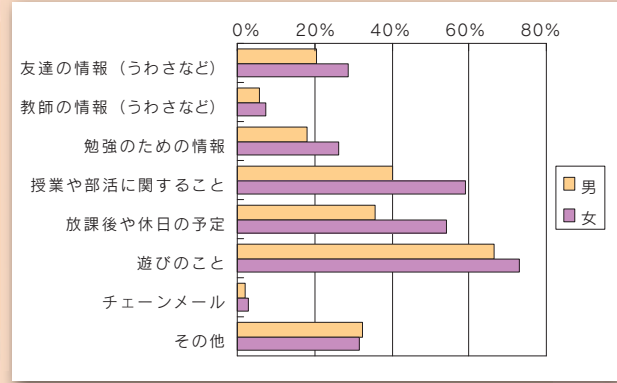
中学生のアンケート回答結果

(小中学生および保護者・教職員の携帯電話に関する調査より)

①アクセス制限をしていますか ②メールの内容は何ですか

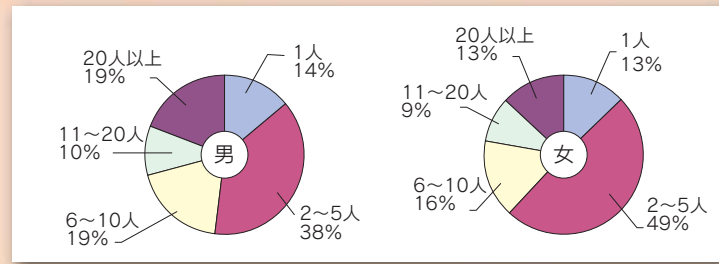


有害サイトへのアクセスを制限するソフトを利用していると回答した生徒は男女とも約20%。利用していない、または知らないと回答した約80%の生徒は、さまざまなサイトへ自由にアクセスすることができているものと考える。



やりとりしているメールの内容は遊びのこと、授業や部活のこと、放課後や休日の予定が多い。男女とも約20%の生徒が、友達のうわさと回答している。

③面識がないメール相手は今までに何人いますか



面識がないメール相手がいると回答した生徒は全体の約30%。そのうち、男子で約20%、女子では13%が20人以上いると回答している。この中には、同世代ではなく、年の離れた成人とメールしている生徒もいた。

小中学生に携帯電話は必要?

子どもに持たせる前に もう一度考えてみませんか

卒業・進学シーズンが間近。「みんな持っているから」「子どもの連絡手段に」と安易に携帯電話の購入を考えていませんか。最近、携帯電話を使っている子どもにいろいろな問題が起きています。それを受けて市では「小中学生には、携帯電話を持たせないでほしい」と、子どもの携帯電話所持に対する基本的な考え方を発表しました。子どもが携帯電話を持つことの問題点や注意点について青少年課で話を聞きました。

担当は市民編集委員大澤・石原。
問い合わせは青少年課 ☎890-5876へ。

犯罪やトラブルに巻き込まれる

最近、小中学生が、出会い系サイトや自殺・犯罪サイトにアクセスして、犯罪やトラブルに巻き込まれるなど大きな社会問題になっています。本市でも中学生が出会い系サイトを通じて実際にトラブルに巻き込まれた例もあるそうです。また、小中学生のさまざまな問題行動に接するうちに、その多くは携帯電話がきっかけになっていることが分かってきま

した。

そこで、市教育委員会などでは、小5から中3までの児童・生徒・保護者を対象にアンケートを行い、問題点を把握。保護者からは、携帯電話の基本的な考え方を示してほしいという要望が強かったそうです。

市教育委員会が考え方を発表

このアンケート結果などを受け、昨年9月に市教育委員会と市小中養護学校PTA連合会が「小中学生に

は、携帯電話を持たせないでほしい」という、子どもの携帯電話所持に対する基本的な考え方を発表しました。この考え方はさらに家庭の事情で持たせる必要がある場合は、保護者の責任で持たせてほしいと続けられ、その場合は、有害情報にアクセスできないフィルタリングサービスを利用するか、インターネット契約をしないことを勧められています。

生活習慣が乱れることも

□学年が上がると所持率も上がる
小5から中3まで、9割の児童・生徒が携帯電話を使用した経験があり、小5・小6では約2割の児童が自分の携帯電話を持っているようです。中学生では、学年が上がるともに所持率も上がり、全体の約5割にも上ります。

子どもに携帯電話を持たせた親が困っていること

- ・親の知らない相手とメールをしている。
- ・夜遅くまで自宅で電話やメールをし、昼間ぼんやりしている。
- ・食事中や家族と一緒にいる時間もメールをしている。
- ・返信メールに時間をとられ、ほかのことに手が付かない。
- ・家族に関心を示さず、携帯電話に没頭する。
- ・メールが時間を問わず送られてくる。
- ・着信音に敏感、携帯電話が手放せない。

家族の連絡用に買った携帯電話が

また、携帯電話を持たせる際の使用目的に対する親子の認識のずれがあるようです。「子どもといつでも電話連絡できるように」と保護者の目的は通話であるのに対し、結果的にはメールやインターネットが中心になっている。有害サイトやメールでのいじめなどに保護者の目が行き届いていない現実もあるようです。

一緒に作ろう 親子のルール

やむをえない事情で携帯電話を持たせる場合、どのようなルールを作ればよいのでしょうか。市では、親の責任で持たせているという意識を持つよう呼び掛けています。次の事項を参考に家族内でルールを作りましょう。

- ・利用料金の上限を決める。
- ・パスワードを設定させない(子どもの携帯電話内にある情報を親が見られるようにする)。
- ・自分の部屋に持ち込まない。

編集後記

携帯電話が犯罪や問題行動の入り口になると知り、子どもが所持することの危険性の大きさに驚きました。インターネットやメール

・食事中や人と話している時にメールをしない。

学校では引き続き指導や啓発

基本的な考え方に基づき、携帯電話やインターネットの危険性やその正しい使い方について児童生徒へ指導するとともに、保護者への啓発も進めていくそうです。

心配なことがあればすぐに相談を

メールやインターネット上でのトラブルは発見されにくいいため、事態が深刻になることも多いそうです。子どもが罪の意識のないまま加害者になったり、犯罪に巻き込まれたりする場合も、少しでも子どもの様子に異常を感じたら、よく話し合ったり、専門機関に相談したりするなど、責任を持って対応しましょう。

教育・青少年相談
☎230-9090

